

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	南越前町予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南越前町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福井県南越前町長

公表日

令和8年2月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)、新型インフルエンザ対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)並びに町で定める予防接種に係る要綱により、各種予防接種を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下この評価書において「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ② 予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③ 予防接種法による実費の徴収に関する事務 ④ 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③システムの名称	(1)健康管理システム (2)番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) (3)中間サーバ (4)ワクチン接種記録システム(VRS) (5)サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項(利用範囲) ・番号法別表第一 第10、93の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条第1項～第6項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	(情報提供及び情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 第16-2、16-3、17、18、19、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条の二、第12条の二の2、第12条の三、第13条、第13条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉課 〒 919-0292 福井県南条郡南越前町東大道第29号1番地 0778-47-8007
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉課 〒 919-0292 福井県南条郡南越前町東大道第29号1番地 0778-47-8007
⑨ 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[<input checked="" type="checkbox"/>]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者からマイナンバーの提供を受ける際は、記載されたマイナンバーの真正性を確認している。また、定期的に研修を行うとともに、内部監査を実施し、適宜確認しているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、生体認証、ID及びパスワードによる認証により限定しており、アクセス可能な職員を年度又は随時更新しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスに関してはアクセスログを記録している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正にしようされるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	II 1 対象人数	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II 2 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和3年1月15日	I 1 ②事務の概要	<p>全般を修正</p> <p>予防接種法に基づき、A類・B類及び臨時の予防接種に係る個人情報について次の事務を行う。</p> <p>①接種対象者の抽出 ②予防接種個人記録の整備 ③未接種者の抽出 ④統計処理 ⑤個別の予防接種相談や窓口業務処理 ⑥予防接種後の健康被害に対する救済措置対象者の管理</p>	<p>予防接種法 予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)、新型インフルエンザ対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)並びに町で定める予防接種に係る要綱により、各種予防接種を行っている。予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下この評価書において「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ② 予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③ 予防接種法による実費の徴収に関する事務</p>	事前	
令和3年1月15日	I 3 法律上の根拠	(利用範囲)を追加	・番号法第9条第1項(利用範囲)	事前	
令和3年1月15日	I 4 ②法律上の根拠	<p>条項を追加</p> <p>番号法 16-3項 の追加 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条の二の2、第13条の2 の追加</p>	<p>(情報提供及び情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 第16-2、16-3、17、18、19項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条の二の2、第12条の三、第13条、第13条の2</p>	事前	
令和3年1月15日	II 1 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年1月1日時点	事前	
令和3年1月15日	II 2 取扱者数	平成29年4月1日時点	令和2年1月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月4日	I 3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項(利用範囲) ・番号法別表第一 第10項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号) 第10条第1項～第6項 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項(利用範囲) ・番号法別表第一 第10、93の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号) 第10条第1項～第6項 	事前	
令和3年2月4日	I 4 ②法令上の根拠	<p>(情報提供及び情報照会の根拠)</p> <p>番号法第19条第7号 別表第二 第16-2、16-3、17、18、19項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条の二、第12条の二の二、第12条の三、第13条、第13条の2</p>	<p>(情報提供及び情報照会の根拠)</p> <p>番号法第19条第7号 別表第二 第16-2、16-3、17、18、19、115の2項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条の二、第12条の二の二、第12条の三、第13条、第13条の2</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月7日	I 1 ②事務の概要	<p>予防接種法 予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)、新型インフルエンザ対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)並びに町で定める予防接種に係る要綱により、各種予防接種を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下この評価書において「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p> <p>② 予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関する事務</p> <p>③ 予防接種法による実費の徴収に関する事務</p>	<p>予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)、新型インフルエンザ対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)並びに町で定める予防接種に係る要綱により、各種予防接種を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下この評価書において「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p> <p>② 予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関する事務</p> <p>③ 予防接種法による実費の徴収に関する事務</p> <p>④ 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録</p> <p>・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供</p>	事後	
令和3年5月7日	I 1 ③システムの名称	<p>(1)健康管理システム</p> <p>(2)番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)</p> <p>(3)中間サーバ</p>	<p>(1)健康管理システム</p> <p>(2)番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)</p> <p>(3)中間サーバ</p> <p>(4)ワクチン接種記録システム(VRS)</p>	事後	
令和3年5月7日	I 3 法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項(利用範囲)</p> <p>・番号法別表第一 第10、93の2項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号) 第10条第1項～第6項</p>	<p>・番号法第9条第1項(利用範囲)</p> <p>・番号法別表第一 第10、93の2項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号) 第10条第1項～第6項</p> <p>・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>・番号法第19条第5号(委託先への提供)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月26日	I 1 ②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)、 (以下省略) ①～③ (省略) ④ 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供</p>	<p>④に追記 予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)、 (以下省略) ①～③ (省略) ④ 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事前	
令和3年8月26日	I 1 ③システムの名称	<p>(1)健康管理システム (2)番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) (3)中間サーバ (4)ワクチン接種記録システム(VRS)</p>	<p>(1)健康管理システム (2)番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) (3)中間サーバ (4)ワクチン接種記録システム(VRS) (5)サービス検索・電子申請機能</p>	事前	
令和3年9月1日	I 3 法令上の根拠	<p>・番号法第19条第15号 ・番号法第19条第5号</p>	<p>・番号法第19条第16号 ・番号法第19条第6号</p>	事後	
令和3年9月1日	I 4 ②法令上の根拠	<p>・番号法 第19条第7号</p>	<p>・番号法 第19条第8号</p>	事後	
令和3年9月1日	II 1 対象人数	令和2年1月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II 2 取扱者数	令和2年1月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
				事前	ガバメントクラウド及び標準準拠システム移行に伴う再実施、新様式への移行